

●香川県告示第374号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、次のとおり消毒方法の実施を命ずる。

令和2年11月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 実施の目的
県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生予防
- 2 実施する区域
県内全域の家きん飼養施設であつて、家畜防疫員が必要と認める施設
- 3 実施の期日
令和2年11月28日から令和2年12月27日まで
- 4 消毒方法の実施方法
消石灰等の消毒薬の飼養施設内（家きん舎周囲及び施設外縁部）散布